

# 秋田県公報

## 目 次

ページ

### 規 則

- 災害救助法施行細則(五二・総合防災課)……………1
- 告 示
- 生活保護法による介護機関の指定(四一四・福祉政策課)……………1
- 生活保護法による指定介護機関の変更(四一五・福祉政策課)……………2
- 道路区域の変更(四一六・道路課)……………2
- 建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の指定(四一七・建築住宅課)……………3
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可(四一八・秋田地域振興局建設部)……………3

### 規 則

- 土地改良区の役員の変更及び就任の届出(北秋田地域振興局農林部)……………3
- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施(秋田地域振興局総務企画課)……………4
- 土地改良区の役員の内出(雄勝地域振興局農林部)……………4
- 教育委員会告示
- 教育委員会会議の開催(一六・教育庁総務課)……………4
- 収用委員会公示送達
- 土地収用事件裁決書の公示送達……………5

### 告 示

- 秋田県告示第四百十四号
- 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
- 平成二十年十月三日
- 秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指 定 年 月 日
ひまわりハートケア	有限会社ひまわりマネキンケアサービス 代表取締役	能代市柳町十番十六号	居宅介護支援事業	平成十三年六月一日
デイサービスセンターもりたけ	社会福祉法人 双山会 理事長	山本郡三種町森岳字木戸沢百番地四十七	通所介護、介護予防通所介護	平成二十年八月一日
シヨートステイもりたけ	社会福祉法人 双山会 理事長	山本郡三種町森岳字木戸沢百番地四十七	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成二十年八月一日
ケアハウスみたね	社会福祉法人 双山会 理事長	山本郡三種町森岳字木戸沢百番地四十七	地域密着型特定施設入居者生活介護	平成二十年八月一日
特別養護老人ホームもりたけ	社会福祉法人 双山会 理事長	山本郡三種町森岳字木戸沢百番地四十七	介護老人福祉施設	平成二十年八月一日
あいばる大曲居宅介護支援事業所	石川興業株式会社 代表取締役	大仙市大曲福住町五番二十三号	居宅介護支援事業	平成二十年七月一日
デイサービスセンター楽々荘	株式会社 悠楽舎 代表取締役	横手市前郷字下三枚橋七十五番地	通所介護、介護予防通所介護	平成二十年九月一日

ライフケアそよかせ	有限会社 若竹 代表取締役	仙北郡美郷町畑屋字狐塚二百十三番地三	地域密着型特定施設入居者生活介護	平成二十年九月一日
ケアプランセンターまつば	株式会社 登石 代表取締役	北秋田市綴子字胡桃館三―四十二	居宅介護支援事業	平成二十年九月一日
デイサービスセンターまつば	株式会社 登石 代表取締役	北秋田市松葉町三―六	通所介護、介護予防通所介護	平成二十年九月一日
シヨートステイことおか	有限会社 シヤトル 代表取締役	山本郡三種町鹿渡字千刈田二百五十三番地一	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成二十年九月一日
ことおか居宅介護支援事業所	有限会社 シヤトル 代表取締役	山本郡三種町鹿渡字中沢新田三十四番地一	居宅介護支援事業	平成二十年九月一日

秋田県告示第四百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による

こととされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があったので、同法第五十条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成二十年十月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	変 更 事 項		サービスの種類	変 更 年 月 日
			変 更 前	変 更 後		
ひまわり訪問介護事業所	有限会社ひまわりマネキンケ アサービス 代表取締役	能代市通町九番五十二号	能代市柳町十番十六号	能代市通町九番五十二号	訪問介護	平成十四年四月一日
ひまわり訪問介護事業所	有限会社ひまわりマネキンケ アサービス 代表取締役	能代市花園町二十五番七号	能代市通町九番五十二号	能代市花園町二十五番七号	訪問介護、介護予防訪問介護	平成十九年六月一日
ひまわりハートケア	有限会社ひまわりマネキンケ アサービス 代表取締役	能代市通町九番五十二号	能代市柳町十番十六号	能代市通町九番五十二号	居宅介護支援事業	平成十四年四月一日
ひまわりハートケア	有限会社ひまわりマネキンケ アサービス 代表取締役	能代市花園町二十五番七号	能代市通町九番五十二号	能代市花園町二十五番七号	居宅介護支援事業	平成十九年六月一日
グリーンステージ有 限会社 グループホーム大 曲	グリーンステージ有 限会社 代表取締役	大仙市大曲字福辺内三―一	有限会社福福会 グループホームふれあい ゲ	グリーンステージ有 限会社 グループホーム 大曲	認知症対応型共同 生活介護	平成二十年四月一日
仙北市包括支援センター	仙北市長	仙北市田沢湖町生保内字浮世坂二十番地	仙北市介護予防支援事業所	仙北市包括支援セン ター	介護予防支援事業	平成十九年七月一日
仙北市包括支援センター	仙北市長	仙北市西木町上荒井字古堀田四十七番地	仙北市田沢湖町生保内 字浮世坂二十番地	仙北市西木町上荒井字 古堀田四十七番地	介護予防支援事業	平成二十年四月一日

秋田県告示第四百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定

に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
平成二十年十月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

県道	道路の種類		路線名	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
日三市角館線			日三市角館線	仙北市角館町山谷川崎字高屋三六番から三五番一まで	六・三〇〇～二・一〇〇	〇・〇七一
	B	A			六・六〇〇～一〇・六〇〇	〇・〇六四

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成二十年十月三日から同月十六日まで

秋田県告示第四百十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第十八条の二第一項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関を指定したので、同法第七十七条の三十五の五第一項の規定に基づき、

告示する。

平成二十年十月三日

秋田県知事 寺田典城

名 称	住 所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	業務の開始の日	指 定 年 月 日
株式会社建築構造センター	東京都新宿区新宿五丁目十一番四号	東京都新宿区新宿五丁目十一番四号 龍生堂ビル六階	平成二十年十月一日	平成二十年九月二十六日

秋田県告示第四百十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十年十月三日

秋田県知事 寺田典城

- 一 施行者の名称 男鹿市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 男鹿都市計画下水道事業
- 三 事業施行期間 昭和五十三年二月九日から平成二十六年三月三十一日まで
- 四 事業地
  - (一) 収用の部分
    - 昭和五十四年秋田県告示第四百十号、昭和六十三年秋田県告示第二百二十一号、平成四年秋田県告示第六百五十九号、

平成九年秋田県告示第二百九十六号、平成十一年秋田県告示第二百五十五号、平成十四年秋田県告示第八百八十六号及び平成十八年秋田県告示第九十一号の事業地に男鹿市船川港増川字宮ノ下及び字小増川並びに船川港仁井山字谷地端を加え、船川港船川字小沢田並びに船川港比詰字住吉、字神明堂脇、字大沢田、字神田前及び字大沢並びに脇本脇本字打ヶ崎、字前野及び字上中野並びに船越字杉山及び字内子地内において事業地を変更する。

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、大館市二井田真中土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、

つき、公告する。

平成二十年十月三日

秋田県知事 寺田典城

- 一 退任理事の住所及び氏名
  - 大館市二井田字贅ノ里五十七番地 安達 孝三
  - 二井田字上四羽出百五番地 小畑 馨
  - 赤石字大道添二番地 加賀谷 久
  - 二井田字贅ノ里五十番地 田畑 宗秋
  - 二井田字高村六十四番地 伊藤 良和
  - 二井田字高村二十四番地 小畑 淳
  - 赤石字屋布南二番地二 平泉 久男
  - 櫃崎字上野道上百十番地一 虻川 博
  - 二井田字贅ノ里百二十三番地 安達 英樹
  - 櫃崎字大堀宅地四番地 虻川 久男
  - 二井田字下モ四羽出百六十四番地 小畑耕太郎
  - 二井田字贅ノ里百十五番地 松田 良明

- 二 退任監事の住所及び氏名
    - 大館市二井田字上出向二百三十八番地 平沢 博
    - 〃 榎崎字沢頭七番地 虻川 真一
    - 〃 二井田字贄ノ里四十五番地 小林 大樹
  - 三 就任理事の住所及び氏名
    - 大館市二井田字贄ノ里五十七番地 安達 孝三
    - 〃 二井田字贄ノ里百二十三番地 安達 英樹
    - 〃 二井田字高村六十四番地 伊藤 良和
    - 〃 二井田字下毛四羽出百六十四番地 小畑耕太郎
    - 〃 二井田字贄ノ里百十五番地 松田 良明
    - 〃 二井田字上四羽出九番地 小畑 守
    - 〃 赤石字屋布南二番地 平泉 久男
    - 〃 榎崎字上野道上百十番地 虻川 博
    - 〃 二井田字高村二十四番地 小畑 淳
    - 〃 二井田字贄ノ里五十番地 田畑 宗秋
  - 四 就任監事の住所及び氏名
    - 大館市二井田字贄ノ里四十五番地 小林 大樹
    - 〃 二井田字贄ノ里百十四番地 田畑 健一
- 特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
- 平成二十年十月三日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項
    - (一) 購入物品の名称及び購入予定数量
    - 凍結抑制剤 二千八百トン
    - (二) 購入物品の仕様等
    - 入札説明書及び仕様書による。
    - (三) 契約期間
    - 契約締結の日から平成二十一年三月三十一日(火)まで
    - (四) 納入場所
    - 別途指定する場所
  - 二 入札に参加する者に必要な資格等
    - (一) 入札に参加する者に必要な資格
    - (1) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
    - (2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
    - (3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

- (二) (2)の資格に係る申請
  - (一) (2)の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を次の場所へ平成二十年十月十七日(金)までに提出すること。
  - 郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県出納局総務事務センター(電話番号〇一八八六〇一二七四〇)
- 三 契約条項を示す場所等
  - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
  - 郵便番号〇一〇〇九五五 秋田市山王四丁目一番二号 秋田県秋田地域振興局総務企画部(電話番号〇一八八六〇〇三三三二)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
  - 秋田県の休日を含める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成二十年十月三日(金)から同月二十四日(金)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
  - 平成二十年十一月十三日(木) 午前十時
  - 秋田県秋田地方総合庁舎六階入札室
  - 入札保証金
- 五 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
  - (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
  - 日本語及び日本国通貨
  - (二) 入札の方法
  - 入札金額は、五百キログラム当たりの単価契約とする。
  - 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に同一円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (三) 入札の無効
  - 秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。
  - (四) 落札者の決定方法
  - 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札

- 札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
  - (五) 契約書作成の要否 要
  - (六) 提出書類等
    - 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
    - (七) その他
      - 詳細は、入札説明書による。
  - 七 概要
    - Summary
    - 1 Nature and quantity of item to be purchased. Anti-freezing agents 2,800 t
    - 2 Time-limit of tender: 1000 AM. 13 November, 2008
    - 3 Contact point for the notice: General Affairs and Planning Sector, Akita Regional Affairs Department, Akita Prefectural Government, 4-1-2 Samno, Akita City, Akita Prefecture 010-0951, Japan TEL 018-860-3321
- 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、湯沢市中央土地改良区から次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
- 平成二十年十月三日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 就任監事の住所及び氏名 佐藤 厚
- 湯沢市相川字麓九十一番地

教育委員会告示

- 秋田県教育委員会告示第十六号
- 次のとおり教育委員会会議を開催する。
- 平成二十年十月三日
- 秋田県教育委員会委員長 伊藤 美津子
- 一 日時 平成二十年十月九日 午後一時
  - 二 場所 秋田県立能代養護学校
  - 三 案件
  - (一) 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告
  - (二) 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部改正
  - (三) 学校教育法施行細則の一部を改正する規則案

- (四) 秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則案
- (五) 秋田県立特別支援学校学則の一部を改正する規則案
- (六) その他

収用委員会公示送達

収用委員会公示送達

土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二号)第五条  
第二項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、当収用委員会事務局(秋田県建設交通部建設管理課)に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成二十年十月二十三日をもってその書類の送達があったものとみなされる。

平成二十年十月三日

秋田県収用委員会会長 平川 信夫

一 事件名

一 一級河川米代川水系小又川森吉山ダム建設工事及びこれに伴う市道付替工事に係る土地収用事件

二 送達すべき書類の名称

平成二十年九月二十四日付け秋収委一十九「裁決書」

三 送達を受けるべき者

住所不明

ただし、住民票上の住所

秋田県北秋田市阿仁前田字下山根百五十番地一

久保柳七

発行者 秋田県  
秋田市山王四丁目一番一号  
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所 株式会社松原印刷社  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
電話(082)8766 FAX(082)8766  
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp  
松原繁雄